

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の公布について

気水第 88 号

平成 19 年 6 月 29 日

## 1 改正の目的

- 県では、「ほう素」、「ふっ素」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の排水規制について、施行規則の附則<sup>※1</sup>により、直ちに排水基準を適用することが困難な電気めっき業、温泉を利用する事業所及び触媒製造業に対して、平成 19 年 6 月 30 日までの期限で暫定基準を適用している。

※1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の附則（一部改正平成 16 年規則 65 号）

- 同様に、国においてもこれらの物質について、水質汚濁防止法<sup>※2</sup>に基づく排水基準を定める省令の附則<sup>※3</sup>で平成 19 年 6 月 30 日までの期限で暫定基準を適用している。

国では、全国的な技術動向等を踏まえて、次のとおり期限を延長することとした。

（省令附則改正 公布：平成 19 年 6 月 1 日 施行：平成 19 年 7 月 1 日）

- (1) 触媒製造業  
暫定期間終了の平成 19 年 6 月 30 日をもって暫定基準を廃止する。
- (2) 電気めっき業  
現在の暫定排水基準値のまま平成 19 年 7 月 1 日から 3 年間延長する。
- (3) 旅館業  
現在の暫定排水基準値のまま平成 19 年 7 月 1 日から 3 年間延長する。

※2 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

※3 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令 35 号）の附則（平成 13 年 6 月 13 日環令 21 号（一部改正平成 16 年 5 月 31 日環境省令第 16 号））

については、国の改正を踏まえて、県内の技術動向に的確に対応するため、次のとおり暫定基準の適用について改正する。

- (1) 触媒製造業  
県内に適用業種が存在しないため、暫定期間終了の平成 19 年 6 月 30 日をもって暫定基準を廃止する。
- (2) 電気めっき業  
国においては、3 年ごとに暫定期間の延長を行っており、今回で 2 度目の改正となる。3 年後に現況調査を行って再検討するが暫定基準を廃止する目途は立っていない。また、事業者において早期の排水処理施設の改良、下水道接続等は難しく、県のパブリックコメントを参考に、当分の間、現在の暫定基準値を適用する。
- (3) 温泉を利用する事業所  
条例では、水質汚濁防止法に規定する特定事業場の「旅館」より規制対象範囲を広げている（日帰り温泉施設等）こともあり、国において、排水処理の省スペース化、低コスト化等の技術開発を今後も進めていくこととしている中で、処理技術の実用化には相当の期間を要すると見込まれる。また、事業者において下水道への接続は難しく、県のパブリックコメントを参考に、当分の間、現在の暫定基準値を適用する。

## 2 改正の内容

施行規則の附則に基づき、直ちに排水基準を適用することが困難な業種に対しては、次表の許容限度を当分の間適用する。

(単位 mg/l)

物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	50
	温泉を利用する事業所	500
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	15
	昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉を利用する事業所	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	500

## 3 施行日

平成 19 年 7 月 1 日から施行する。